

鎌倉市地域包括支援センターふれあいの泉運営規程

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人麗寿会が開設する鎌倉市地域包括支援センター（以下「事業所」という）が行う、指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の各専門職は、利用者が可能な限りその居宅において自身の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行う。

- (1) 事業の実施及び事業所の運営にあたっては、関係市町村、地域の福祉、保健、医療サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (2) 事業の運営にあたっては利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定介護予防支援サービス及び介護予防・生活支援サービスが特定の種類又は特定の介護予防支援サービス事業者または介護予防・生活支援サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名所及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 鎌倉市地域包括支援センターふれあいの泉
- (2) 所在地 神奈川県鎌倉市今泉2丁目4番10号

(職員の職種、員数及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は別紙のとおりとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
(但し1月1日～3日・12月29日～31日は除く。)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
(但し電話等により24時間連絡可能な体制をとる。)

(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容、利用料等)

第6条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。その内容は次の通りとする。

- (1) 介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス計画の作成
- (2) 利用者が介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス計画に基づく指定介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスが受けられるよう指定介護予防サービス事業者及び介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整を行う。
- (3) 利用者が介護保険指定施設への入所を希望する場合は、介護保険指定施設へ紹介する。

- (4) 介護予防プラン及び介護予防ケアマネジメントプラン作成の委託。
- (5) サービス調整会議の開催。
- (6) 指定介護予防支援サービス及び介護予防・生活支援サービスを提供した場合の利用料は（法定代理受領サービスである場合を除き）厚生労働大臣の定める基準によるものとする。
- (7) 保険請求及び給付管理
- (8) 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し、事前に文書等で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 本事業所が提供する指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業の実施区域は次の通りとする。

鎌倉市大船地域（大船1丁目～6丁目・岩瀬・今泉・今泉台）

（守秘義務又は、秘密の保持）

第8条 当該事業における安全と信頼の確保

- (1) 鎌倉市、神奈川県個人情報保護条例を遵守する。
- (2) 従事者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- (3) 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。

（苦情処理）

第9条 提供した指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第10条 利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（地域防災）

第11条 地震、災害時の地域連携を構築する

- (1) 地域支援の拠点として関係機関、地域自治会等との連携体制を構築し、一人暮らし高齢者等の把握、避難等の支援を行う。
- (2) 広域避難場所、地区防災拠点等の周知を行い、一人暮らし高齢者等の防災意識を高める。

（従業者の研修について）

第12条 事業所は従業者等の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時2ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- (3) 研究発表 実践、研究の発表の場を設ける。

(虐待の防止)

第13条 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者・第1号介護予防支援事業所）は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり、必要な措置を講じるよう努めます。

- (1) 虐待の防止のための担当者を設け、対策を検討する委員会を定期的開催します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備し、担当者が適切に支援を行うために、必要な研修を定期的開催します。

(身体的拘束等の適正化の推進)

第14条

- (1) 事業者は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- (2) 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、態様・時間、その際の利用者の心身状況と緊急やむを得ない理由（切迫性・非代替性・一時性を満たす）を記録します。

(事業継続計画)

第15条

- (1) 非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施する為、事業継続計画に基づき、職員へ計画周知、研修を年1回及び訓練を年1回実施、その内容を随時見直しします。
- (2) 又 感染症の予防・まん延防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催、職員への研修及び訓練を定期的開催します。

(ハラスメント対策)

第16条

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条

- (1) 従業者は勤務中に身分証明書を携帯し、利用者、家族から求められたときはこれを提示する。
- (2) 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、その他必要な帳簿類等を整備し、適正な管理を行う。
- (3) この規程の定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人麗寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年10月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 6月24日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別紙

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 保健師 1名 (常勤兼務)
介護予防マネジメント業務及び健康増進の啓発業務を行う。
- (3) 社会福祉士 1名 (常勤兼務)
総合相談及び権利擁護業務を行う。
- (4) 主任介護支援専門員 1名(常勤兼務)
地域における介護支援専門員への指導、助言及び包括的、継続的ケアマネジメントの実施。多職種ネットワークの後方支援を行う。
- (5) 介護予防プランナー 1名 (常勤兼務)
介護予防プランに関わる業務を行う。
- (6) 地域連携担当者 1名 (常勤専任)

2. 員数は、同4条(2)から(4)、(6)について各1名以上とし、
 - (1)は兼務1名、
 - (5)は適宜適切な員数を配置する。